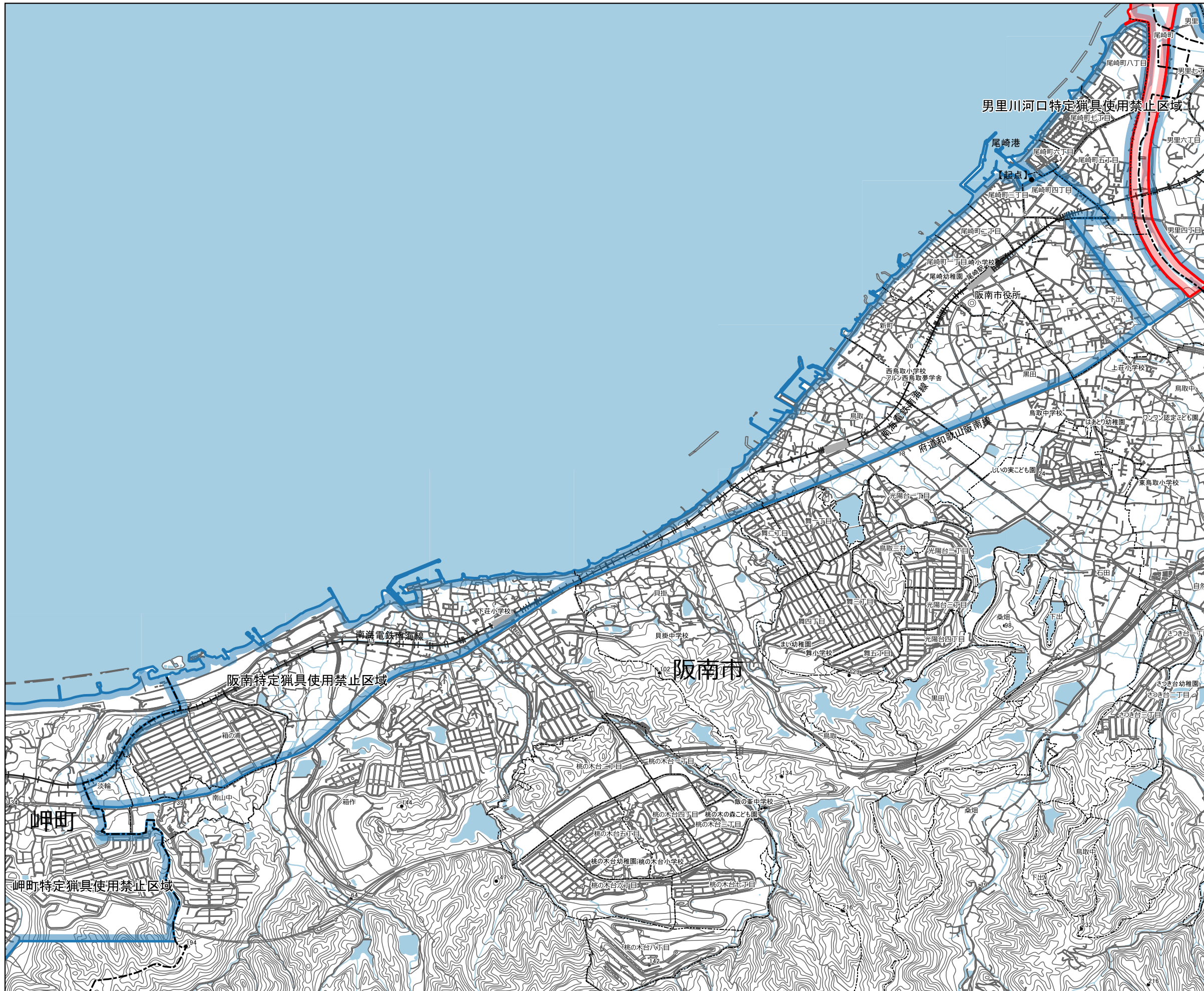


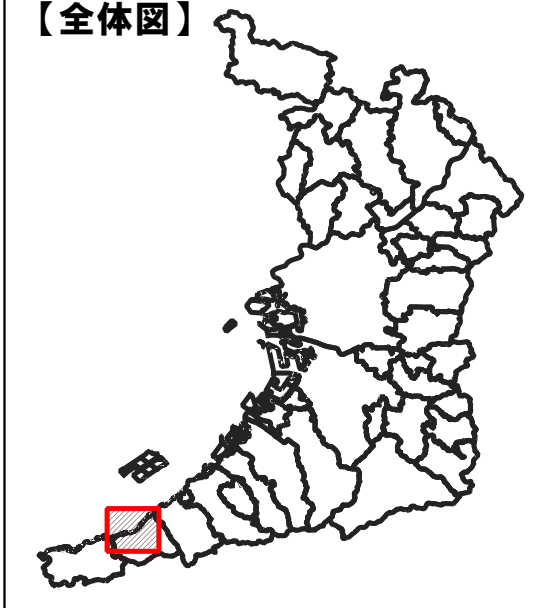
67 阪南特定猟具使用禁止区域

1:15000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

大阪湾の海岸線と尾崎港の西端の交点を起点とし、尾崎港の西端沿いに防潮堤管理用道路を210メートル南東進し、市道尾崎25号線との交点に至る。同線を210メートル北東進し、市道尾崎20号線との交点に至る。同線を340メートル南東進し、南海電鉄南海線との交点より市道東鳥取1号線を90メートル南東進し、市道東鳥取2号線との交点に至る。同線を西進し、市道東鳥取5号線との交点に至る。同線を南東進し府道と歌山阪南線との交点下北交差点に至る。同点より府道と歌山阪南線に沿って南西進し、泉南郡岬町との境界線に至る。阪南市・泉南郡岬町の境界線上を北進し、海岸線に至る。同点より海岸線に沿って北東進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。